

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第六号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年八月十日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（税務課）

諮問日：令和7年7月1日

（令和7年度諮問第4号）

答申日：令和8年7月27日

（令和8年度答申第6号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年2月5日付けで審査請求人から提起のあった、広島県A県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第73条の2及び広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「条例」という。）第56条の規定による不動産取得税の賦課処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（税務課））の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和7年6月17日付け5審理第165号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3の(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和7年7月1日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

###### イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書における理由

### (1) 基本的事項

ア 不動産取得税は、法第73条の2第1項及び条例第56条第1項により、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課するとされている。

イ 法第73条の2第7項で、「家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。」と規定されており、条例第56条第8項では、「家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分と一体となつて家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。」と規定されている。

ウ 附帯設備に属する部分の取得者（以下「附帯設備の取得者」という。）に不動産取得税を課税する場合については、法第73条の2第7項及び第8項並びに条例第56条第8項及び第9項で規定されているように、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に条例第56条第10項の申請書を提出しなければならない。

エ 処分庁は、審査請求人による下記物件目録記載の共同住宅（以下「本件家屋」という。）の取得に対して、法第73条の2第1項、第2項及び第7項並びに条例第56条第1項、第2項及び第8項の規定により、本件家屋の取得について課税標準額を決定し、審査請求人に不動産取得税を賦課する本件処分を行った。

（物件目録）

所在地 B市C〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種類 共同住宅

床面積 〇平方メートル

新築年月日 令和〇年〇月〇日

(2) 本件家屋に係る不動産取得税の賦課については、次のとおりである。

ア 審査請求人は、本件家屋を新築で取得した。主体構造部の取得者は審査請求人であり、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に条例第56条第10項に規定する申請書を提出しなければならないが、審査請求人からの提出はない。

イ したがって、本件処分は、法及び条例の定めるところに従って適正になされており、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、附帯設備の取得者との協議が困難であることや、審査請求前に審査請求人が処分庁に行った要望（附帯設備の取得者への説明や交渉）を処分庁が一切拒絶したことを理由に、本件処分の一部取消しを求めている。

当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分と一体となって家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであっても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課税することができる（法第73条の2第7項及び条例第56条第8項）。この場合、法第73条の2第7項後段及び条例第56条第8項後段に規定されているとおり、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備の取得者と協議の上、条例第56条第10項に規定するように申請書を提出する必要がある。

しかしながら、審査請求人が当該申請書を処分庁に提出した事実は認められない。仮に、附帯設備の取得者との協議が困難であることや審査請求前に審査請求人が処分庁に行った要望（附帯設備の取得者への説明や交渉）を処分庁が一切拒絶したことが事実であるとしても、当該事実は法第73条の2第7項後段及び条例第56条第8項に規定されている要件事実に該当しないことは明らかであり、そもそもこのことを理由として本件処分の一部を取り消し、主体構造部分に課される不動産取得税のみの課税への変更が認められるものでないことも明らかである。

- (4) よって、本件処分は、法及び条例の定めるところに従って適正になされており、違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年7月1日）
- 2 第1回審議（令和8年6月26日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和8年7月27日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

###### (1) 法

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。
- 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。
- 六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに

税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第73条 不動産取得税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地及び家屋を総称する。

二 (略)

三 家屋 住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。

四 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、政令で定めるものをいう。

五一八 (略)

第73条の2 不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

2 家屋が新築された場合には、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

7 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この項及び次項において「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価

額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

- 8 道府県は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

第73条の13 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

第73条の15 不動産取得税の標準税率は、100分の4とする。

附則第11条の2 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は、第73条の15の規定にかかわらず、100分の3とする。

## (2) 条例

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基き賦課徴収する県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について必要な事項は、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

第4条 県税として課する科目は、次に掲げるものとする。

### 一 普通税

（略）

不動産取得税

（略）

第6条 知事は、徴収金（他の都道府県から徴収の嘱託を受けた当該他の都道府県の徴収金を含む。）の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分に関する事項（特定配当等（法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額（同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）に係る県民税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事項を除く。）を、納税地を管轄する県税事務所の長に委任する。ただし、次に掲げる事項に関するものについては、この限りでない。

第56条 不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課する。

- 2 家屋が新築された場合には、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行

政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第36条の2の2に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

- 8 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この項及び次項において「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を知事に申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。
- 9 知事は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。
- 10 第8項の申出又は前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 申請者の住所及び氏名又は名称
  - 二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 三 家屋の取得年月日
  - 四 納税通知書の交付を受けた日
  - 五 課税標準となつた不動産の価額
  - 六 家屋の取得者の住所及び氏名又は名称並びにそれぞれの者が取得した部分の価額
  - 七 減額又は還付を受けるべき金額

第57条 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

第58条 不動産取得税の税率は、100分の4とする。

附則第12条の3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

(4) 広島県行政機関設置条例（昭和39年広島県条例第94号）

第3条 地方自治法第156条第1項の規定により、県税に関する事務を分掌させるため、県税事務所を置く。

(5) 広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）

第30条 県税事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。
- 二 税外諸収入の徴収に関すること。
- 三 納税貯蓄組合の育成指導に関すること。
- 四 市町が処理する県税事務の指導及び監督に関すること。

(6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

### (1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和○年○月○日、本件家屋を新築により取得した。

イ D氏は、令和○年○月○日、本件家屋のうち附帯設備に属する部分を取得した。

ウ 処分庁は、令和6年2月1日、本件家屋の取得について、法第73条の2第1項、第2項及び第7項並びに条例第56条第1項、第2項及び第8項の規定により、審査請求人に対し、不動産取得税（税額○○円）を課すことを決定し、同日付け納税通知書により通知した。

エ 上記ウの不動産取得税の税額○○円の内訳は、本件家屋のうち主体構造部に係る税額○○円、及び附帯設備に属する部分に係る税額○○円である。

オ 審査請求人は、令和6年2月5日付けで、広島県知事に対し、本件処分のうち、



一部（附帯設備に属する部分に係る税額〇〇円）の取消しを求める旨の審査請求を行った。

## (2) 判断

### ア 本件処分の適法性について

(ア) 審査請求人は、附帯設備の取得者との協議が困難であることや、審査請求前に審査請求人が処分庁に行った要望（附帯設備の取得者への説明や交渉）を処分庁が一切拒絶したことを理由に、本件処分の一部取消しを求めている。

(イ) 当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分と一体となって家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであっても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課税することができるのが原則である（法第73条の2第7項及び条例第56条第8項）。これに対し例外的に附帯設備の取得者に不動産取得税を課税する場合は、法第73条の2第7項後段及び条例第56条第8項後段に規定されているとおり、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備の取得者と協議の上、条例第56条第10項に規定するように申請書を提出する必要がある。

しかしながら、審査請求人が当該申請書を処分庁に提出した事実は認められない。仮に、附帯設備の取得者との協議が困難であることや審査請求前に審査請求人が処分庁に行った要望（附帯設備の取得者への説明や交渉）を処分庁が一切拒絶したことが事実であるとしても、当該事実は法第73条の2第7項後段及び条例第56条第8項に規定されている要件事実該当しないことは明らかであり、そもそもこのことを理由として本件処分の一部を取り消し、主体構造部分に課される不動産取得税のみの課税への変更が認められるものでないことも明らかである。

(ウ) 以上により、本件処分は適正に行われたものと認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 上記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 委 員（部会長） | 酒 | 井 | 朋 | 子 |
| 委 員      | 手 | 塚 | 貴 | 大 |
| 委 員      | 岩 | 元 | 裕 | 介 |

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。